

答 申 第 104号  
令和6年12月26日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和6年6月6日付け青公委第23号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

むつ警察署長の事務引継書についての開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

**第1 審査会の結論**

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当である。

**第2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和6年4月10日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「むつ警察署長の事務引継書（最新のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として、「事務引継書（令和6年3月14日付けむつ警察署長）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年4月16日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年5月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

1 審査請求の趣旨

開示しない部分（本件行政文書の、下記の事項の詳細）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとお

りである。

警察本部長及び三沢警察署長の事務引継書は、本件開示請求に係る開示しない部分  
が、記載されている。

よって、本件処分は不当であり、本件開示請求に係る開示しない部分（本件行政文  
書の、下記の事項の詳細）の開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由

###### (1) 本件処分の決定理由

警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県  
警察本部訓令甲第30号）第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏ま  
え、任意の様式で作成することとされている。

実施機関は、審査請求人からなされた本件開示請求について、A4判1枚による  
本件行政文書を本件対象文書として特定し、本件行政文書を全部開示する決定をし  
たものである。

###### (2) 本件処分の正当性

本件行政文書には、不開示情報が記録されておらず、条例第11条第1項の規定に  
より全部開示とした本件処分は、正当である。

##### 2 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人が申し立てる「警察本部長及び三沢警察署長の事務引継書は、開示請求  
に係る開示しない部分が、記載されている」については、実施機関で保有する行政文  
書について、開示請求に基づき一部開示する場合、条例第11条第1項の規定に基づき、  
不開示とした部分とその理由を明記した上で、書面により回答しているところであ  
る。

審査請求人は、開示しない部分の開示を求める旨主張するが、本件行政文書はそも  
そも全部開示したA4判1枚のみしか存在せず、引継事項に関する詳細は口頭で行わ  
れていたことから、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第  
5号）第10条に規定する行政文書の作成義務の趣旨に照らしても、引継事項の詳細を  
書面としていないことは、当該規程に何ら反するものではない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上のことから、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件行政文書以外の本件対象文書の存否について

実施機関の説明は、警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏まえ、任意の様式で作成することとされており、本件対象文書は全部開示したA4判1枚の本件行政文書しか存在しないというものである。

そこで、当審査会事務局職員をして本件行政文書その他のむつ警察署長の事務引継ぎに係る行政文書の保管状況を確認させたところ、本件行政文書の他に本件対象文書に該当する行政文書を保有している状況は見受けられなかった。

また、実施機関は、引継事項に関する詳細は口頭で行われていたと説明しており、このことを踏まえれば、本件対象文書として本件行政文書しか存在しないことが不合理であるとは言えず、その他本件行政文書の他に本件対象文書に該当する行政文書を保有していることをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件行政文書の他に本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が特定し、その全部を開示した本件行政文書の他に本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

## 別記

### 審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年6月10日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年6月18日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年10月29日	・ 当審査会事務局職員をして行政文書の保管状況を確認させた。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年12月20日 (第165回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和6年12月26日現在)